

竹原商工会議所「見舞金・祝金制度」規程

第1条（目的）

本規約は「竹の子共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（対象者）

本制度の対象者は、「竹の子共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

第3条（運営費）

本制度に関わる運営費は、「竹の子共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

第4条（責任開始日）

本制度の責任開始日は、「竹の子共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

第6条（失効）

団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

第7条（給付内容）

本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。また支払いは、それぞれ1年間（4月1日～翌年3月末日）の年一回を限度とする。

第8条（給付手続き）

加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求するものとする。またこれらを行使することができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅する。

第9条（規約の制定・改廃）

本規定の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

第10条（附則）

本規約は、令和2年4月1日から施行する。

■ 病院入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として５日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

尚、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院５日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

初口	１口	２口	３口	４口
一律 7,500円	一律 15,000円	一律 30,000円	一律 45,000円	一律 60,000円

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として１０日以上実通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

尚、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院１０日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

初口	１口	２口	３口	４口
一律 7,500円	一律 15,000円	一律 30,000円	一律 45,000円	一律 60,000円

■ 結婚祝金

加入より継続１年以上経過した加入者が本制度の保障期間中に、結婚したときに、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、両者それぞれに結婚祝金を支払います。

尚、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

初口	１口	２口	３口	４口
10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円

■ 成人祝金

加入より継続１年以上経過した加入者が本制度の保障期間中に成人年齢（民法上の成人年齢）になったときに祝金を支払います。

尚、加入口数の変更があった場合は、成人した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

初口	１口	２口	３口	４口
10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円

《給付できない場合》

次にあげる損害または事由によって生じた給付金請求に対しては支給できません。

■ 共通

- (1) 請求月分の掛金が入金されないとき
- (2) 本制度の保険金・給付金・一時金と請求事由が重複している場合
- (3) 効力発生日前の会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- (4) 地震・噴火またこれらによる津波
- (5) 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- (6) 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- (7) 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状況を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき

■ 病気入院見舞金

- (1) 人間ドックなどの検査入院
- (2) 通常出産による入院
- (3) 退院後の通院

■ 事故通院見舞金

- (1) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 結婚祝金・成人祝金

- (1) 加入後１年未満の事由発生である場合

見舞金・祝金給付請求書類

請求事由区分	必要提出書類
病気入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 入院の事実について確認できる証拠書類（医療費支払領収書、入院記録カード、証明書など）コピー可
事故通院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 通院の事実について確認できる証拠書類（医療費支払領収書、通院記録カード、証明書など）コピー可
結婚祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 戸籍謄本等（その他結婚年月日を証明する書類）コピー可
成人祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 戸籍謄本等（その他生年月日を証明する書類）コピー可